

岐阜県私債権の管理に関する条例について

岐阜県私債権の管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が有する私債権（金銭の給付を目的とする県の権利のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十六条第二項の規定の適用を受けないものをいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(法令等との関係)

第二条 私債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(知事の責務)

第三条 知事は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。

2 知事は、私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、私債権を適正かつ効率的に管理するための体制を整備するものとする。

(放棄)

第四条 知事は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法

律第五百五十四号) 第二百四条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

(報告)

第五条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、当該放棄をした日の属する年度の翌年度において、その概要を議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 説 明

県が有する私債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図るため、この条例を定めようとする。